

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令の概要

## 1. 制定の趣旨

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）の一部の施行に伴い、災害対策基本法施行令（以下「災対法令」という。）その他の関係政令の整備等を行うため、本政令を制定する。

## 2. 概要

### (1) 災害対策基本法施行令の一部改正

#### ① 指定緊急避難場所の基準【災対法令第20条の3関係】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の4第1項の政令で定める基準については、以下のとおり定めるものとする。

- ・ 発災時に居住者等に開放される管理体制を有していることなどの管理上の基準
- ・ 洪水や崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない土地の区域（「安全区域」）内に立地するものであることなどの立地上の基準
- ・ 異常な現象等の安全区域外に立地する施設などについては、当該異常な現象等に対して安全な構造であることのほか、洪水や高潮、津波等に係る施設の場合は、その想定される水位よりも上に居住者等の受入用部分等があることなどの構造上の基準

#### ② 異常な現象の種類【災対法令第20条の4関係】

- ・ 法第49条の4第1項の政令で定める異常な現象の種類は、洪水や崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等とする。

#### ③ 重要な変更の内容【災対法令第20条の5及び第20条の7関係】

- ・ 指定緊急避難場所の居住者等の受入用部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更など、法第49条の5の政令で定める重要な変更について定めるものとする。
- ・ 指定避難所の被災者等が滞在することとなる部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更など、法第49条の7第2項において準用する法第49条の5の政令で定める重要な変更の内容について定めるものとする。

#### ④ 指定避難所の基準【災対法令第20条の6関係】

法第49条の7第1項の政令で定める基準について、以下のとおり定めるものとする。

- ・ 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであることなどの規模に関する基準
- ・ 速やかに、被災者等の受入れ等を行うことが可能な構造などを有することなどの構造等に関する基準
- ・ 災害の影響が比較的少ない場所や車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあることなどの交通条件等に関する基準
- ・ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものについては、バリアフリー化され、また、相談等の支援体制を有することなど、要配慮者を受け入れるために必要な一定の措置が講じられていること

## (2) 災害救助法施行令の一部改正

- ・ 内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正を踏まえた厚生労働大臣から内閣総理大臣への権限の移管に伴う所要の改正を行うものとする。

## (3) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正

- ・ 内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正を踏まえた厚生労働大臣から内閣総理大臣への権限の移管に伴う所要の改正を行うものとする。

## (4) 宅地建物取引業法施行令の一部改正

- ・ 宅地建物取引業者が宅地建物取引主任者をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令に基づく制限（宅地建物取引業法施行令第3条第1項）として、指定緊急避難場所等に係る届出義務規定（災害対策基本法第49条の5（同法第49条の7第2項において準用する場合を含む。））を追加するものとする。

## (5) 行政機関職員定員令等の一部改正

- ・ 災害救助法等の移管のための厚生労働省から内閣府への定員の移管に伴う所要の改正を行うものとする。

## (6) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正

- ・ 内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正を踏まえた厚生労働大臣から内閣総理大臣への権限の移管を行うものとする。

## (7) 内閣府本府組織令及び厚生労働省組織令の一部改正

- ・ 内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正を踏まえた厚生労働大臣から内閣総理大臣への権限の移管に伴う所要の改正を行うものとする。

## (8) その他

- ・ その他所要の改正を行うほか、その他関係政令についても、引用している法律等の条項ずれに伴う形式改正などの所要の改正を行うものとする。

## 3. その他

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成25年10月1日予定）から施行する（ただし、2.（1）及び（4）の規定については、同条第2号に掲げる規定の施行の日（平成26年4月1日予定）から施行）ものとするほか、規定の経過措置などの所要の規定の整備等を行うものとする。

以上